

○高岡市生涯学習カードに関する規則

平成17年11月 1 日
教育委員会規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市が設置する生涯学習施設(以下「生涯学習施設」という。)の利便性の向上に資する個人識別カード(以下「カード」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(カードの名称)

第2条 カードの名称は、たかおか生涯学習カード(様式第1号)とする。

(カードの貸与)

第3条 カードは、その利用を希望する者に対し、1人につき1枚を貸与する。

(申請等)

第4条 カードの貸与を受けようとする者(この条において「申請者」という。)は、たかおか生涯学習カード貸与申請書(様式第2号)を高岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 教育委員会は、たかおか生涯学習カード貸与申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者をたかおか生涯学習カード利用者として登録し、カードを貸与する。

3 前項の規定による貸与は、申請者に対し、直接に行うものとする。

(サービス等)

第5条 たかおか生涯学習カード利用者として登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、次の表の左欄に掲げる生涯学習施設において、それぞれ同表の右欄に規定するサービスを利用することができる。

高岡市生涯学習センター	施設及び備品の利用申込み
高岡市立図書館	図書館資料の予約及び貸出し並びに指定閲覧席の利用

(カードの有効期限)

第6条 カードの有効期限は、交付の日から1年とする。ただし、登録者の住所、氏名等を証する書面を提示することにより、これを更新することができる。

(譲渡等の禁止)

第7条 登録者は、他の者にカードを譲渡し、又は貸与してはならない。

(登録変更及び返却等)

第8条 登録者は、たかおか生涯学習カード貸与申請書の記載事項に変更を生じたときは、たかおか生涯学習カード登録事項等変更届(様式第3号)によりその旨を教育委員会に届け出なければ

ばならない。

2 登録者は、カードが不要となったとき又はカードを著しく汚損し、若しくは損傷したときは、たかおか生涯学習カード返却届(様式第4号)に当該カードを添えて、教育委員会に提出しなければならない。

3 登録者は、カードを紛失したときは、たかおか生涯学習カード紛失届(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

(再貸与)

第9条 カードを紛失した者及び汚損又は損傷により返却した者は、カードの再貸与を希望するときは、たかおか生涯学習カード再貸与申請書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、たかおか生涯学習カード再貸与申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、カードを再貸与する。

3 カードの再貸与を受けた者は、カードの作製等に要した費用を負担しなければならない。ただし、教育委員会が災害その他やむを得ない理由によるものと認めた場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の高岡市生涯学習カードに関する規則(平成16年高岡市教育委員会規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成23年2月24日教委規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月26日教委規則第1号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和6年3月21日教委規則第5号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第9条関係)